

## 補助金の対象経費について

デジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート補助金交付要綱(令和3年8月2日定め)別表に定める補助対象経費の内容は次のとおりとし、領収書等の証拠書類によって金額や支出が適正であると確認できるものとする。

- ① オンライン商談会等出展料  
オンライン商談会や展示会に出展するための出展料や登録料、掲載料
- ② 受講料  
人材育成に資する研修や講習等の受講に要する経費
- ③ 使用料及び賃借料  
研修会等を開催する会場の借上料
- ④ 謝金  
研修会講師や専門家派遣等に対する謝金
- ⑤ 旅費  
補助対象人数は、一つの出張について原則1名とする。また、旅程に補助対象外事業が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分する。
  - ・交通費 バス等の公共交通機関利用における運賃。ただし、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとする。
  - ・宿泊費 研修会等の開始日前日から終了日までの宿泊費。ただし、県内宿泊に限り、上限は9,800円とする。
- ⑥ 特別旅費  
研修会講師や専門家などの補助事業者以外の者の本事業にかかる旅費。その内容は②旅費に準じる。
- ⑦ 需用費
  - ・消耗品費 サンプル品、動画・画像編集ソフトウェア購入費 等  
※消耗品の単価は50,000円未満とする。
  - ・印刷製本費 パンフレット等の印刷費 等
- ⑧ 役務費
  - ・広告宣伝費 ホームページ(SNS含む)作成・改修費、デジタルカタログの作成、PR動画作成費 等
  - ・通信運搬費 商品(サンプル品等含む)・パンフレット等の配送料 等
- ⑨ 委託料  
補助事業者では実施が不可能な当該事業の一部を外部の企業等に委託する際の必要な経費  
※原則県内企業に依頼すること